

## 「協同組合の促進」に関する「ILO 新勧告案」の重要性

中川雄一郎（日本協同組合学会会長 / 明治大学）

ILO（国際労働機関）は2001年6月の第89回総会で「協同組合の促進」に関する新たな勧告案を提出した。この新勧告案は2002年6月に開催予定の第90回ILO総会において「協同組合の促進勧告」として採択されるであろうが、現在それに向けて、ILO加盟各国の労働者・使用者・政府の3者はそれぞれこの新勧告案についての見解を検討しているところである。

新勧告案は、1966年に「協同組合の促進」に関して採択された「第127号勧告」の見直しを基礎としているが、単なる見直しに止まらない、協同組合の世界にとって非常に重要な意義と意味の双方をもつものとなっている。「第127号勧告」は、1960年代中葉の「時代」と「人びとの意識」とを背景としていたというだけでなく、何よりも「発展途上国における協同組合の促進」を目標とするものであったからである。それ故、新勧告案は当然、経済・政治・社会・文化などのグローバリゼーションと、そのグローバリゼーションによって生みだされるさまざまな国際的、国内的、地域的それに個人的な格差や溝の広がりという現実を見据えた、またいわゆる先進諸国を含むすべての国々における「協同組合の促進」を提言する内容になっている。

その新勧告案の第1の目的は「ディーセント・ワーク」(decent work)の実現である。この「ディーセント・ワーク」という用語は、適切な日本語訳を当てるのが難しいことから、英語のカタカナ表記にせざるを得ないが、簡潔に説明すると、「権利が保護され、十分な所得を生みだし、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事(労働)」というコンセプトをもち、同時に「すべての人たちが所得獲得の機会をいつでも利用できるようにすべきである、という意味での十分な仕事(労働)」および「雇用、所得それに社会的保護が労働者の権利と社会的基準を損なうことなく達成され得る経済的、社会的開発への正道」を含意している(「第87回ILO総会事務局長報告」1999年)。「ディーセント・ワーク」を敢えて一言で表現すれば、「働く価値のある仕事」・「人間味のある労働」、ということになる。

では、この「ディーセント・ワーク」と「協同組合の促進」はどのように関連するのだろうか。ここでは次のように簡潔に説明しておく。すなわち、「ディーセント・ワーク」の実現はすべての国の経済・社会開発の課題であって、ILOは、その課題を4つの「戦略目標」

労働における権利、雇用、社会的保護、社会的対話から追求しよう提言して、課題の実現が果たされるべきことを期待しているが、これら4つの「戦略目標」のすべてに協同組合は関連してくる、ということである。事実、市場経済のグローバル化にともなう競争の激化によって生みだされる失業、貧困、社会的排除など「労働における権利」の侵害・障碍やインフォーマル労働に対する不当な扱い、といった状況に協同組合組織は既に対応しているし(社会的協同組合、コミュニティ協同組合、労働者協同組合、ケア協同組合など)、「雇用の創出」ではさまざまな国で大きく貢献しており、女性の事業的・社会的参加、教育・職業訓練、インフォーマル労働の社会化など「社会的保護」に取り組み、またさまざまな制度や機関との公正なパートナーシップを実践してきているのである。

このように、協同組合は、その固有の性質によって、ILOが第1の目的としている「ディーセント・ワーク」の実現に実際に貢献してきているし、将来においても貢献するであろう。その意味で、またILOの新勧告案の真意を汲み取るならば、新勧告は、法律のある既成の協同組合だけでなく、「すべての形態の協同組合に適用される」べきであり、むしろ実質的に協同組合であるのに未だ準拠すべき法律のない協同組合のために法律を制定していくことが新勧告案に沿うものである。したがって、ICA新原則(1995年)がそのためのもっとも重要な基準となるだろう。

農協、生協などの協同組合は「ディーセント・ワーク」というコンセプトをしっかりと捉える必要がある。何故なら、それらの協同組合は現実には「雇用主」の立場にもあるからであり、またそこで働く職員あるいは従業員にとって「ディーセント・ワーク」は追求されるべき目標となるからである。さらに、「出資・労働・経営」という三位一体性を特徴的性格とする労協は、組合員＝労働者による「ディーセント・ワーク」の実現に一層の努力を傾注しなければならないだろう。ある意味で、労協こそ「ディーセント・ワーク」それ自体を追求するものである、と言っても過言ではないからである。いずれにしても、「ディーセント・ワーク」の実現の課題は、実際には、職員・従業員・労働者と雇用主とによって遂行される課題であり、政府の役割は両者の遂行を法律的、制度的に支援していくことである、と理解されるべきであろう。

日本協同組合学会はILOの「協同組合の促進に関する勧告案」を協同組合にとって21世紀最初の国際的な重要事項と考え、ILO東京支局並びにILO本部(ジュネーブ)、厚生労働省、日本経営者団体連盟、日本労働組合総連合会の協力と日本学会会議経済政策研究連絡委員会の後援とを得て、「ILO新勧告案」をめぐるシンポジウムを開催することとなりました。日本協同組合学会は、主催者として、多数の協同組合の関係者や市民とともに協同組合の新しい方向について議論・検討し、その大いなる成果を期待するものです。